



Global Japanese Practice タイニューズレター 2017年2月

お客様各位

昨年 5 月に公布された、新規固定資産に係る減価償却費の二重所得控除に関して、その適用 を 1 年延長する旨の閣議決定がありましたので報告いたします。

新規固定資産に係る減価償却費の二重所得控除(延長)

(1) 2017 年度の閣議決定の内容

2017 年 1 月に、2016 年に公布された新規固定資産に係る減価償却費の二重所得控除の適用を 1 年延長する旨の閣議決定がされました。閣議決定の内容は以下のとおりです。

- ① 二重所得控除の金額
 - 2017年における二重所得控除の金額は、固定資産の取得価額の 50%に減額されました (2016年は取得価額の 100%)。
- ② 二重所得控除の適用対象となる固定資産及び適用要件 以下の条件を満たす新規固定資産の取得が対象となります。 また、2016年中に取得・事業供用し、2017年中に残額の支払がされた場合の当該支出額も、 上記の二重所得控除(50%)の適用対象となります。

二重の所得控除の対象となる固定資産 (新たな勅令の公布により明確化される予定)

- 1. 機械装置、そのスペアパーツ、工具、器具、備品
- 2. コンピュータープログラム(ソフトウェア)
- 3. 車両 (乗用車及び定員 10 名未満のバスは除く(*1)
- 4. 建物(土地及び居住用建物は除く)
- 5. 上記 1.~4.の既存の固定資産に対する資本的支出(現状回復費は対象外)

*1: 乗用車及び定員 10 名未満のバスであっても、レンタル事業に供するものは対象となる。

二重の所得控除の対象となる要件 (新たな勅令の公布により明確化される予定)

- 1. 新品であること(中古は不可)
- 2. 2017年12月31日までに事業供用し、歳入法に従い減価償却がされること(*2)
- 3. 2017 年 12 月 31 日までに固定資産の取得価額の支払いが完了していること
- 4. 2017 年 12 月 31 日までの間に固定資産の取得に関して、発注・契約手続きがされたものであること
- 5. タイに所在するものであること(車両は除く)
- 6. 歳入法の他の勅令に基づく税務優遇措置を受けていないこと
- 7. その全部または一部がタイ投資委員会 (BOI) の投資奨励事業の用に供されていないこと
- *2:機械装置及び建物については、事業供用が2017年12月31日後となっても差し支えない。ただし、建物については、2017年12月31日までに所轄当局に建築許可の申請書を提出していることが要件とされる。
- (2) 減価償却費の二重所得控除とは(参考)

(a)会計上の減価償却費に加え、(b)法人税の申告書上でさらにその減価償却費相当(2016年分はその100%,2017年分はその50%)の所得減算をするというものです。 歳入局規則 No.266によれば、上記(b)の法人税の申告書上で所得減算する金額は、上記(a)の会計上の減価償却費に関わらず、その資産を事業供用した会計年度から税法償却年数で均等償却した金額とされています。

今回の記事に関してご質問等ございましたら、以下の税務担当者まで遠慮なくご相談ください。

税務担当

柴田 智以 伊藤 進 山田 知秀

Executive Director Associate Director Assistant Manager tshibata1@kpmg.co.th sito1@kpmg.co.th tyamada@kpmg.co.th

お問い合わせ

gjp-marketing@kpmg.co.th 日系企業担当

Privacy | Legal

You have received this message from KPMG Phoomchai Tax Ltd. If you wish to unsubscribe, please $\underline{\text{click here}}$.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation. If you have any questions, please send an

twitter.com/KPMG_TH youtube.com/KPMGinThailand facebook.com/KPMGinThailand







kpmg.com/app



e-mail to info@kpmg.co.th

© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd. a Thai limited company and a member of KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International") a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name and logo are registered trademarks of KPMG International.